

契 約 単 価 明 細 書

〔鹿児島市東桜島合同庁舎で使用する電気〕

1 契約単価

電気料金を算出するために定めるべき単価は、次のとおり設定する。なお、この単価には消費税及び地方消費税額を含めることとし、その率は10パーセントとする。また、この金額に1銭未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(1) 基本料金単価

契約電力1キロワットにつき、_____円 銭

(2) 電力量料金単価

使用電力量1キロワットアワーにつき、

ア 夏季（7月1日から9月30日まで）は、_____円 銭

イ その他季は、_____円 銭

(3) 特別割引等

2 電気料金請求額の算定

受注者が発注者に請求する電気料金は、次の(1)から(5)に示す料金を全て合算した金額とする。なお、請求する料金には消費税及び地方消費税額を含めることとし、この金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(1) 基本料金

契約電力 × 基本料金単価 × 力率修正率

(2) 電力量料金

使用電力量 × 電力量料金単価

(3) 燃料費等調整額

使用電力量 × 燃料費等調整単価

ただし、燃料費等調整単価は、原則として表1に記載した金額を上限とし、これを超える場合は、発注者と受注者との協議のうえ設定する。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

使用電力量 × 賦課金単価

ただし、賦課金単価は、経済産業大臣が当該年度の開始前に設定した金額とする。

(表 1) 燃料費等調整単価の上限設定

月 分	単 価
4	円 銭
5	円 銭
6	円 銭
7	円 銭
8	円 銭
9	円 銭
1 0	円 銭
1 1	円 銭
1 2	円 銭
1	円 銭
2	円 銭
3	円 銭

契 約 単 価 明 細 書

〔鹿児島市東桜島合同庁舎で使用する電気〕

1 契約単価

電気料金を算出するために定めるべき単価は、次のとおり設定する。なお、この単価には消費税及び地方消費税額を含めることとし、その率は10パーセントとする。また、この金額に1銭未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(1) 基本料金単価

契約電力1キロワットにつき、_____円 銭

(2) 特別割引等

2 電気料金請求額の算定

受注者が発注者に請求する電気料金は、次の(1)から(4)に示す料金を全て合算した金額とする。なお、請求する料金には消費税及び地方消費税額を含めることとし、この金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(1) 基本料金

契約電力 × 基本料金単価 × 力率修正率

(2) 電力量料金

使用電力量 × 電力量料金単価

ただし、電力量料金は、原則として表1に記載した参考単価に使用電力量を乗じて得た金額を上限とし、これを超える場合は、発注者と受注者との協議のうえ設定する。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

使用電力量 × 賦課金単価

ただし、賦課金単価は、経済産業大臣が当該年度の開始前に設定した金額とする。

(表 1) 電力量料金の上限設定に用いる参考単価

月 分	時 間	単 価
4	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
5	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
6	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
7	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
8	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
9	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
1 0	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
1 1	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
1 2	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
1	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
2	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭
3	時～ 時	円 銭
	時～ 時	円 銭